

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十四年度にかかる倉吉警察署等の
定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十
九条の規定に基づき、昭和三十四年度にかかる次の機
関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公
表する。

昭和三十五年十二月二十六日

鳥取県監査委員

松 本 利 治

同

萩 原 治 郎

同

井 上 善 一

同 戸 田 俊 巳

監 査 箇 所

執 行 年 月 日

倉吉警察署 昭和三十五年 八月 八日

八橋 " " " " 九日

浜村 " " " " 十二日

溝口 " " " " 十五日

郡家 " " " " 十八日

境港 " " " " 九月 六日

米子 " " " " 七日

黒坂 " " " " 九日

智頭 " " " " 十九日

岩井 " " " " 二十日

鳥取 " " " " 二十一日

東部山林事務所 十月十九日から
二十二日まで

中部 " " " " 九月十二日から
十四日まで

西部 " " " " 六日から
八日まで

農業協同組合講習所	同	十月二十二日
蘭検定所	同	十一月五日
婦人寮	同	九月十二日
婦人相談所	同	
身体障害者更生指導所	同	十六日
〃相談所	同	
県印刷所	同	二十六日
大阪通勤寮	同	十月十日
東京事務所	同	六日から 七日まで
大阪	同	十日から 十一日まで

適切な措置対策を講じて、治安の確保に万全を期せられるよう要望する。

一 警察官が、勤体制の強化について

監査時現在における警察官定員六五〇名(巡査見習生を除く)のうち、各署に配当されるべき定数は五四六名である。この中欠員三名と、定数外措置をされた休職者八名を除けば、実際の現員は五三五名となり、この外教養のための学校派遣等を考慮すると常時のか動人員は定員を著しく下廻っている。一面各種許可収入事務、事案解決、交通取締り等第一線警察業務は年々増大するのに、警察職員の場合は三三年、三四年八四・九%に比し、三五年八月は八一・一%で、むしろ低下している。しかもこのしわよせは外勤者が受け、補助を余儀なくし鳥取署の如きは九受持区に及んでいいる実情で、各署とも相当勤務過重となつていいる。本部と警察署との警察職員の人員配置、県費支弁職員充足等について慎重検討し、警備体制の強化を図る。

要がある。

なお、結核休職者は三五年八月現在八名で、年々減少していることは結構で職員の健康管理と、要休養者等の適正指導については一層の配意を望む。

二 駐在所、派出所の改築について

県下における駐在所、派出所は三五年九月現在で一九三ヶ所(県有三六ヶ所、市町村有一五四ヶ所、その他三ヶ所)あるが、全般に老朽建物が多く、緊急改築を要するものが相当数ある。本年度改築状況をもて署庁舎新築のしわよせを受けて僅かに上井派出所及び境港署朝日町派出所(地元寄附)の実現を見たのみである。

また、本年度署の営繕費支出額は百二十七万八千余円で、その内容は大部分が署庁舎及び公舎の修繕費で、派出所及び駐在所については僅かに二十七万六千余円しか支出されていない。もつともこのほか市町村等の財政的援助によるものが六十三万一千余円あり、その他入居者負担等で、ようやく当場をしのいでいる実情

である。

三 機動力の強化について

機動力については本年度もジープ等五合配車を受け、老朽車は廃車処分する等増強に努力しているが、各署の実態をみるとなお耐用命数が来ているもの、実用向でないものがあるので、これが更新につき強く国に要請すべきである。なお、本年度も七十六万円で自動車七台購入していたが、第一線警察官不足、補てんと活動の能率化を図るため、これが増強については特に配意の要がある。

四 住宅対策について

警察官の住宅対策については予算外義務負担による借上措置により本年度も倉吉署に独身寮一棟(三八坪五世帯)及び浜村警察署に二戸を確保したが、第一線

警察官の住宅事情は依然として緩和を見ず、借家、間借の占める割合は五〇・七％で、各署とも住宅対策に困惑している。年次計画による住宅の増設と、借上措置等、これが確保につき当局の努力を望む。

五 犯罪検挙について

県下における三十四年中の刑法犯発生件数は八、一二〇件で、前年の七、五九八件に比し五二二件多くこれに対し検挙件数六、二九七件(前年五、四九八件)、検挙率は七七・五％で前年より四・八％上昇している。各署とも人的、経費的あい路をこく、服して犯罪捜査に努力し、検挙成績は年々向上を見つつあることは結構である。

さらに事件解決の向上に格別の配意と努力を要望する。

六 交通取締りについて

県下における三四年中の交通事故件数は六三三件で前年に比し五二件多く死傷者、物的損害とも年々増加している。三五年度から機動取締り班を編成して取締

りを強化し、署においても外部団体の援助による道路標識の設置、交通指導員の任命、優良運転者表彰、交通取締り計画の策定による取締り強化等、それぞれ交通警察に工夫努力はしているが、交通事故の増加の現状にかんがみ、更に新道路交通法の徹底、交通道德の昂揚、運転従事者の教養指導、道路無断使用の取締り等、一層徹底を期すべきものがある。

七 広報活動について

防犯並びに広報活動の経費執行状況は本庁で共同印刷して配布する季節的防犯ポスター等を除いては僅かに浜村署ほか二・三の署で、僅少な経費をもって機関紙発行等にあてていた程度で、全般的に経費が不足し充分な活動を期待しがたい実情にあるので、更に適切な予算措置を講じ、活動の強化を期する必要がある。

また、各署とも外部団体による協力体制の確立に努力し鳥取市、米子市を除いては自主的な地域防犯団体の結成を見たことは結構である。しかしながら下部組織の未結成のところもあり、これが育成強化と鳥取市

等未結成地区の自主防犯体制の確立についても格別の努力を望む。

八 事務処理について

1 警察署が行なう諸証明については本年度から条例を制定し手数料を徴収し、証明件数三、六九八件、二十五万八千余円の収入をあげていたが、新しい制度であるため条例の解釈、運用に統一を欠いている面が見受けられたので、主管課の適切な指導の要がある。

2 道路交通取締法に基づく道路一時使用許可にあつて法令の解釈運用が区々で、許可証交付手数料徴収額に統一を欠いているもの、徴収されていないもの、許可期限が長期にわたるもの等、各署とも不十分な点があつたので、法令の解釈、運用を統一して取扱いに遺憾のないようにされたい。

なお、現行手数料条例が実情に則し難いものもあるので検討し、道路法に基づく道路占用との関係についても更に関係機関と緊密な連携、いをとつて円滑な

運用を期されたい。

3 各種免許、許可収入事務処理、特に自動車運転免許及び許可事務は件数が多く、しかも年々激増し加うるに人手不足もあつて証紙収入事務処理が遅れがちとなつており、なかには収入洩れがあり過年度収入している事例も見受けたので、随時の収入整理と適正処理に一層の努力をされたい。

4 通勤手当受給資格者に対する随時の確認事務が各署とも不十分である。通勤届確認簿を備え付ける等、適切な方法により確認の厳正を期すべきである。

5 報償費(捜査費)の執行状況を見るとなお効率的執行の配意と、支出内容に検討を要すべきもの、事務整理に不備な点があつたので適正かつ、効率的な執行について一層の配意を望む。

また、自動車用燃料は全般的に不足勝であるが、実態を把握して適正配分に努められたい。

6 県有警察官住宅の貸付料徴収については、一般家屋貸付料徴収との均衡上検討の余地がある。

7 時間外勤務手当の予算増額と、適正支給及び夜間勤務手当の支給について考慮すべきである。

倉吉警察署 昭和三十五年八月八日監査

監査委員 松 本 利 治

同 井 上 善 一

同 戸 田 俊 己

一 懸案となつていた上井駅前調査部長派出所は本年度百十万円の新築していたが、本署庁舎は県下各警察署のうちでも最も古く、相当老朽化ししかも狭あい、日常の警察活動に支障を生じている。特に会議室がなく武道場を兼用しており、留置場も狭く設備も不十分で被疑者の所遇上からも適当でないので、全的な改築につき配意の要がある。

二 当署留置場は代用監獄を兼ね、本年留置延人員二、

三三〇人一日平均六・五人を収容し、これが看守及び

押送勤務者の増加について考慮の余地がある。

三 経理出納その他事務処理は概ね適切と認めた。

八橋警察署 昭和三十五年八月九日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

同 戸 田 俊 己

一 当署庁舎は昭和三十年に新築されたものであるが会議室がなく、定期召集日、その他会議の際はやむを得ず武道場を利用するため種々不便で、かつ、武道の練成にも支障があるので、会議室の増築について当局の善処を重ねて要望する。

二 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

1 道路一時使用許可事務処理にあたって許可証交付手数料徴収額に検討を要するもの、証紙収入事務整理の遅れているものがあつた。

2 時間外勤務命令にあたって一層遺漏のないようにすること。

3 拾得物件の期満失効県帰属金収入事務の遅れているものがあつた。

浜村警察署 昭和三十五年八月十二日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

一 当署は本年度浜村地内に敷地四四七坪を得て工事費六百七十二万円で本館及び留置場、武道場、車庫等附属建物を新築し、管内中心地に進出して警備体制が一段と強化されたことは結構である。

二 三四年四月内勤巡查二名の削減を見、主事、書記に事務面を担当させているが、更に本年巡查部長一名の退職者を生じ、宝木派出所部長をして本署兼務せしめていたが、警務係の専務内勤は一名なく、事務は過重である。

一面、交通事故は逐年増加し、本年は上半期で昨年の発生件数に匹敵してこれが処理に忙殺され勢い一般指導に手廻り兼ねている実情につき、人員充足方考慮の要がある。

三 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

1 風俗営業許可更新事務処理にあたって一層遺漏のないようにすること。

2 道路一時使用許可事務処理にあたって使用期間が長期にわたつているもの、許可証交付手数料徴収額に検討を要するものがあつた。

溝口警察署 昭和三十五年八月十五日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

同 井 上 善 一

同 戸 田 俊 己

一 署長以下二四名で管内警察諸般の業務の円滑な推進に努力しているものと認めた。

二 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

1 道路一時使用許可事務処理にあたって使用期限が長期にわたるもの、許可証交付手数料徴収額に検討を要するものがあつた。

- 2 風俗営業許可事務処理にあつて証紙収入事務整理の遅れているものがあつた。
- 3 報償費の経理及び郵便切手整理につき遺漏のないようにすること。

那家警察署 昭和三十五年八月十八日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 井 上 善 一

一 当署管内を貫通する国道二九号線は京阪神に通ずる最重要路線で、兵庫側の改修工事も近く完成する運びとなつたが、該路線の関門である戸倉地内に検問所を設置することが管内治安上は勿論、犯罪捜査上緊要と思考されるので当局の考究善処を望む。

二 経理出納その他事務処理について次の点留意された。

- 1 道路一時使用許可事務処理にあつて許可証交付手数料徴収額に検討を要するもの、許可期間が長期

にわたるもの、証紙収入事務処理の遅れているものがあつた。

- 2 風俗営業許可更新事務処理の遅れているものがあつた。
- 3 自動車用燃料の購入にあつて検収事務は一層厳格にすること。

境港警察署 昭和三十五年九月六日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 井 上 善 一

同 戸 田 俊 己

一 当署の三四年中における刑法犯発生件数は六三三件で、前年の五一二件に比し一二一件多いが、検挙率は八三・九%で前年の八六・一%に比し低下している。

犯罪捜査にあつては人容、経費等の制約もあるがなお未検挙となつている重要事件もあるので、事犯解決の向上に格別の努力を望む。

二 管内は比較的狭いが商漁港をよ、する特殊地域で船舶乗組員をめぐる粗暴犯等各種犯罪が多い。外勤警察官の強化の要があるとともに、一面船員のための健全娯楽施設の整備等適切な措置が強く望まれるので、これが実現方につき市及び関係団体に要講するとともに、関係機関と一層緊密な連携、いをとつて防犯活動の強化に格段の配意を望む。

三 経理出納その他事務処理について次の点留意された。

- 1 道路一時使用許可手数料徴収額に検討を要するものがあつた。
- 2 証明書交付手数料の証紙収入事務処理が遅れているものがあつた。

米子警察署 昭和三十五年九月七日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 井 上 善 一

同 戸 田 俊 己

一 当署庁舎の内部改造については、本年度三十万円で少年輔導室を整備していたが置置場が不足しているので増設について考究善処の要がある。

二 管内日野橋西詰に附進の駐在所を集結して派出所を新設することについては前回の監査で指摘したとおりで、犯罪の検挙と予防的見地から早期実現につき当局の考慮を重ねて要望する。

三 経理出納その他事務処理について次の点留意された。

- 1 道路一時使用許可手数料徴収額に検討を要するものがあつた。
- 2 報償費の経理は一層適正を期すること。
- 3 旅行命令及び時間外勤務命令について一層遺漏のないようにすること。
- 4 証紙収入事務処理の遅れているものがあつた。
- 5 置置人及び代用監獄の給食報告は正確を期すること。

6 物品購入及び営繕費において相見積のないものがあつた。

黒坂警察署 昭和三十五年九月九日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 井 上 善 一

同 戸 田 俊 己

一 当署庁舎は昭和二十九年に新築されたものであるが、建物の規模が小さく特に取調室及び会議室が狭あい、で日常の業務に種種不便を生じているので、これが増改築につき当局の配意を望む。

二 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

1 道路一時使用許可手数料徴収額に検討を要するものがあつた。

2 証紙収入事務処理の遅れているものがあつた。

3 風俗営業許可更新事務処理について一層遺漏のな

いようにすること。
4 時間外勤務命令にあつて一層遺漏のないようにすること。

5 営繕費の相見積のないものがあつた。

智頭警察署 昭和三十五年九月十九日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

一 当署庁舎は警部派出所時代のもので、倉吉署に次いで古く全般的に狭あい、で日常の業務に支障を生じているが、本年度十三万五千円で取調室及び鑑識室を整備し内部改造に努めていた。

二 防火対策については前回の監査で指摘したとおりで消火栓直結ホースの整備につき重ねて要望する。

三 当署敷地の具有地と借用地の現地における区画の明確と、できれば借用地の具有移管についても重ねて要望する。

四 当初には智頭町より無償譲渡を申出ている署員住宅

(五戸入居)があり現在は少額の家賃をもつて維持修理にあてているが、相当老朽のため維持に困難が認められる現状にある。職員住宅確保の見地から県に移管する等検討考慮されたい。

五 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

1 風俗営業許可更新事務処理については一層遺漏のないようにすること。

2 工事の検収に当つては厳正を期すること。

岩井警察署 昭和三十五年九月二十日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 井 上 善 一

一 当署庁舎の管内中心地への移転進出については前回の監査で指摘したとおりで、警察諸活動上から早期実現が望まれる。

また、懸案となつていた小羽尾駐在所は昭和三十五

年度に東浜駅前建新築移転工事中であつたが、なお、池谷、海士各駐在所の適地移転についても考慮の要がある。

二 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

1 道路一時使用許可手数料徴収額に検討を要するものがあつた。

2 遺失物法に基づく期満失効県属金収入事務処理が遅れていた。

なお、これが処分事務処理については一層慎重を期すること。

3 前置人の給食報告は正確を期すること。

鳥取警察署 昭和三十五年九月二十一日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 井 上 善 一

一 当署の警官は定員百十五名に対し現員は百十二名で、

山林事務所

現員のうちには休職者二名長期病欠二名あり受持区のうち九箇所が補助勤務となつてゐる。とくに音楽隊員七名並びに柔剣道特別警備要員九名配署されてゐる等特殊事情があつて、実質的可動人員が少く勤務過重負担となつてゐる実情で、これが軽減について善処の要がある。

二 当署には武道場がなく警察学校、市体育館等で訓練を行なつてゐるが、遠距離で種種不便を生じ訓練の万全を期しがたい実情につきこれが増築につき配意を望む。

三 経理出納その他事務処理について次の点留意された。

- 1 道路一時使用許可手数料徴収額に検討を要するものがあつた。
- 2 時間外勤務命令に検討を要するものがあつた。
- 3 証紙収入事務処理の遅れてゐるものがあつた。
- 4 報償費の支出については一層適正を期すること。

昭和三十四年度にかかる東、中、西部山林事務所の監査は所管業務全般にわたり執行するとともに、補助事業については一部の森林組合の末端事務につき調査をし併せ実施した。

その結果本年度は昨年九月の伊勢湾台風によつて山林施設に災害をうけ、これが復旧の緊急用務に直面したけれども、他業務を停頓することなく当初計画された諸業務は後述するように、災害復旧とともに円滑に執行されてきてゐるものと認めた。

次に今次災害の復旧状況は、国の被害査定額に対し治山及び林道施設災害復旧はいずれも一七%、その他荒廃林地等特殊緊急治山事業では僅か九%程度であつて、県で当初策定された四ヶ年復旧計画を遙かに下廻つてゐるのは国の財政措置が充分でなかつたことによるものである。また、通常治山及び林道開設事業は近年早期着工に配意されてきたが、今次災害によつて施行工事の一部に手もどりをうけたものもあつたが、いずれも工期内に完

了してゐた。

その他造林事業、林業団体の育成強化及び林業技術普及等諸業務は逐年増加し、その体質についても複雑化してきてゐるが、これに対応する組織体制は充分でないと認められるので、関係当局はこの点につき抜本的検討を加え、常に行政組織及び運営の合理化に資するよう格別の配意が必要である。また、県森連等林業団体の系統機関において本来行なわれるべき団体指導と県が行なう指導との限界、その他業務調整につき一層明確にすべきものが認められるので、この点留意し、行政能率の昂揚に努むべきである。

次に各所の共通的事項は概ね左のとおりである。

共通的事項

一 特殊緊急治山事業について

今次災害による荒廃林地緊急治山事業は林道施設災害等を合せ、その査定額は四億二千万円にもおぼり、これが復旧については四ヶ年計画(当初二五、四〇、二〇、一五の割合)で完遂を見込まれてゐるが、初年

度における進捗率は冒頭に述べたように国の財政事情等によつて復旧計画を大きく下廻つてゐる。

この査定額のうち、既設災害によるものは二千七百万円程度であつたが、今次災害によつて新に国が措置した特殊緊急治山事業によるものは三億円にもおぼり、これが復旧事業の進捗状況は余りよくないので、国の財政措置等につき県は強力に要請し、早期復旧に努力を傾注された。

二 森林組合指導について

組合指導については各所とも努力されていることは認められるけれども、担当職員は一名で、しかも兼務職員であつて育成指導、合併促進を併せ担当してゐる。その活動業務のうちには当然県森連等系統機関で指導配慮されるべきが至当のものもあつて、かなりの負担がかかつてゐるので、県はこの点速かに是正し、系統機関に対する指導強化と、更には組合の経済事業の拡充と、系統利用強化策につき配慮の要がある。

また、組合育成指導等に要する経費は僅か十万円程

度の少額であるので、これが増額措置につき、県は配慮されたい。

三 森林組合振興計画の推進について

三十二年度に樹立された組合振興三ヶ年計画は本年度をもつて終了し、各所とも計数取まとめ、中であつたが総体的には当初無理な計画であつたために実績は大きくかけ離れた面があつたけれども、振興計画樹立組合は漸くこの三ヶ年によつて自主的振興方向確立への第一歩を歩み出したことは喜ぶべきである。

第二次振興計画として三十五年度からその推進母体を県森連におき、系統機関の手によつて直接推進指導がなされているようであるが、県は第一次計画の推進結果にかんがみ、この面への助長策については特に配慮が必要である。

四 林業普及業務について

県下各森林区に改良指導員を配し、担当森林区の林業技術改良普及と実施計画の樹立等広汎な業務を担当せしめているが、冒頭にも述べたように業務量は逐年

増大し、中でも本来業務以外のものもかなり増加し、その活動の容易でないことが認められる。殊に本年度における普及員の活動実績等を前年度のものと比較してみると、地域の容態、環境、その他下部組織の活動等によつてはその差異は認めらるけれども、近年計画業務が著しく伸びてきている現状から普及計画の樹立に当つてはこれらの実績等を充分検討考慮し、更には個々の巡回計画にも再検討を加へ、効率の活動をせしめるよう創意と工夫が必要である。

また、交通不便の地域では交通に相当時間を要しているため、機動力の早期整備については特に配慮が必要である。

なお、普及器材の充実、その他指導員に対する調査、照復事務の簡素合理化についても更に配慮が望まれる。

五 濃密普及地区の指導について

林業経営技術普及拠点として前年度指定された地区の指導については、前記普及業務と同様種々地域差等

もあつて、その指導助言には相当困難をきたしている。森林所有形体の規模、その他資金、労力等に差異のある対象に対する指導の困難性は認められるけれども、同一階層別に区切つて指導する等、創意工夫と努力を要すべき余地が残されている。

また、各所とも指定地域内の実態調査等は指定初年度で照査され、指定地区の総意によつて重点項目が定められ、これらの項目に従つて担当指導員が指導に当たっているが、その指導員の実態が特定造林者乃至項目に傾く忌が見受けられるので、更に普遍的指導の要があるのではないかと考えられるので検討を望む。

六 木炭生産指導について

近年県下の木炭生産量は減少し本年度生産目標量一九〇万俵に対し七一・七%である。本年度は災害等によつて特に労力が不足した関係もあるが、一面、原木不足、生産価格の点等の減産の因となつている。農協等系統機関の協力のもとに原木あつ、庭、有利販売に一層の配慮が望ましい。

また、品質改善策その他早期入山等については県薪炭協会とも連け、いし努力されているが、更にこれが努力の傾注を望む。

なお、現行検査制度は生産量の減少に伴つて所要経費の対手数料収入歩合比が高まつているので、一応改善方について検討すべきと思料する。

七 補助造林について

本年度における計画造林面積三、七八七ヘクタールに対し四、〇二一ヘクタールを実施し五三、一八六、四三六円の補助金を交付している。

造林実施面積が計画を上廻つているとは結構であるが、森林区実施計画表による実績から見ると造林地の末端指導について更に徹底を期すべき要が認められる。

また、造林補助金算定等に伴う事務的処理の統一、適確につき指導の徹底を期すべきものがある。

なお、補助金の末端交付が相当期間遅れているところがあつたので、その促進につき徹底を期されたい。

八 県行造林について

県行造林は一七五ヘクタールの計画に対し、一七六、六五ヘクタール実施しているが、地拵らえ、樹苗等の関係もあつて年度後期に植付している地区が多く、一般造林に比較し活着率が低調(平均八〇―八五%)となつてゐる実状につき適期造林につき十分配慮を要する。

また、地上権未設定地区が五九ヶ所(東部二一、中部一五、西部二三)あるので関係機関の協力を要請し、早期処理に努力を要する。

九 県有林の管理について

県有林の撫育管理の万全を期するため、昨年十二月から各所に専任担当職員を配置するとともに、県有林管理員を委嘱し従来から等閑に附されていた県有林の適正管理の方策がとられ人的予算的にもこの施業費が増額されてきたが、まだこれらの撫育管理が不充分と認められるものがあつたので更に財政投資につき県の考慮が必要である。

また、これらに要する施業は県直営のほか、一部地元部落等に請負施業せしめているが、この施業単価が他事業に比し低く施業が完全に行なわれない面があるので、充分設計上の考慮が望まれる。

一〇 樹苗養成事業について

樹苗養成事業は逐年組合、自家生産とも盛んになつており、自給量も増加している。これら末端における樹苗調整指導は従来本課が直接行なつていたのを三十五年より山林事務所に移行され、監査時現在樹苗生産の実態調査を実施中であつたが、さらに育苗技術、経営の指導強化並びに計画生産と、優良樹苗の自給体制の確立につき努力を要する。

一一 治山工事等の施工監督について

既述したように本年度施工された諸工事は、林道施設補助事業とともに適期施工に配慮され、その施工程度も近年よくなつてきたことは結構である。

次に本監査対象とした工事の施工箇所附近引き続き三十五年度工事として施工中のものの一部も併せ、

現地監査を行なつた結果、次の事項は施工監督上留意改善を要する。

1 崩壊地復旧事業は主として土砂流出防止堰堤工であるが、この混凝土工事に使用する粗骨材(砂、砂利)検定、特に粗度については一層厳を要する。

また、犬山水系の流域地内で施工する粗骨材は安山岩であるための比重が軽く吸水性に富んでいるため混凝土としての効用を著しく減じているので、これらの適合性につき設計上検討が望まれる。

2 玉石コンクリート施工において投入玉石の配列、間隔及びつき固めについては一層監督指導を要する。

3 堰堤工の段掘施工の場合における打継目の石くさびの設定、その他混凝土養生等入念を欠くものがある。

つた。

一二 木炭検査員の身分について

現在木炭検査員のうち一〇名(中部六、西部四)は臨時的任用職員で補われているが、これらの職員の収入行為を取扱わしめることにつき、関係当局は善処の要がある。

東部山林事務所

昭和三十五年十月二十九日から監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

同 井上善一

一 治山事業等執行状況

事業別	箇所	実施額	補助金交付額
崩壊地復旧	一〇	一三、八七七、三六七	
水流崩壊防止	一	一、八七〇、七五一	

はげ山復旧	一	一、一二六、七一八
海岸砂地造林	一〇	一五、六六三、五五〇
水 林 造 成	七	二、六四二、二〇〇
なだれ防止林造成	二	九四七、六七二
災害荒廃地復旧	一〇	一三、五一八、〇四九
林地荒廃防止施設災害復旧	四	二、六八三、七一二
小 計	四五	五一、三三〇、〇一九
県行造林新植	六	二、四一二、八九〇
パルプ造林新植	一	四二六、〇四六
県行造林改植	一	二〇六、四九七
県行造林補植	五	二六〇、六九四
県行造林下刈	一二	二、〇五七、五四七
県行造林除伐	四	一四八、〇四九
パルプ造林改植	一	一〇四、〇〇〇
小 計	三〇	五、六一五、七二三
森林害虫駆除	二八	二九二、七二三
建設記念造林	九	二、〇八九、六五八
公有林野造林	五	七二八、七三九
		二六九、七四五
		一、〇四四、八二〇
		二九一、四九二

私有林野造林	五、八八二	六六、五五一、八三三	二六、六一七、六八一
林 道 開 設	六	一八、三〇六、六九二	七、五六六、六七六
過年度災害林道復旧	四	一、四二三、〇〇〇	八六九、〇〇〇
現年度災害林道復旧	二八	八、三四五、七〇〇	七、五一一、一三〇
林道災害関連	一	一七〇、〇〇〇	八六、五〇〇
小 計	五、九六三	九七、九一一、三四五	四四、二五七、〇四四
合 計	六、〇三八	一五四、八五七、〇八七	四四、二五七、〇四四

以上、本年度実施された諸事業は概ね円滑に執行されていたものと認めた。

なお、昭和三十四年発生災害林道復旧事業費のうち二、四九六千円に対する補助金一、〇〇〇千円は予算外義務負担行為によるものが含まれている。

二 木炭の生産状況は目標量六八万俵に対し四六〇、二九九俵で、目標量をはるかに下廻っている。ことに本年度は災害によつて一部築窯に被害をうけたことと、一般的には災害復旧その他官行造林事業に多くの労力を転向したため等生産意欲が急変したことによつてい

また、この生産検査員は現在一五名で前年同期より二名減員されているが、さらに、集荷検査の督励等によつて検査業務の労力を軽減する措置と生産指導につき一層配意が必要である。

三 森林組合の育成指導と合併促進等については努力されているけれども弱少組合に対する指導に当つては、さらに、系統機関である県森連との連絡協調をはかつて、経営内容の診断その他による自主振興策を講ずることが望まれる。

また、組合振興三ヶ年計画の未樹立組合が管内に七組合あつたが、これらの指導強化促進についても格

別の配慮が必要である。

八東、丹比、安部三組合合併促進とこれが実現に一層努力されたい。

四 林業技術普及及浸透については過去の実績等を検討し普及計画を樹立し、指導員個々の巡視計画表はさらに慎重検討を要する。

ことに、二一名の指導員の年間巡視計画による勤務割合は、造林指定地調査等による計画業務が五二%、一般技術普及が四〇%、その他八%となつていたが、これが実績は相当かけ離れている。とくに、本管内は用瀬、智頭、若桜、郡家、気高に駐在制度をとり、毎月一回の定例会を設け業務の緊密化をはかられているようであるが、さらに、この面の効率化が望まれる。

五 本年度における計画造林面積一、八六一ヘクタールに対し一、九三一、一ヘクタールを実施し、二七、九五三、九三円の補助金を交付している。

また、造林検査の遅れているものが多く補助金の未端交付の遅れているものがあつたので早期交付を図る

べきである。

六 県行造林のうち本年度末において改植を要する箇所が一二ヶ所(昭和二十五年頃に新植のもの)あり、昭和三十五年度に七ヶ年を改植する予定となつており、他の地区は予算の都合により見送りとなつていたので、県は適切な予算措置を講じ早期改植に努めるべきである。

なお、監査時現在において造林契約未締結のものが二〇ヶ所、地上権未設定のものが二ヶ所あつたので、これらは関係者の協力を得て早期締結につき格別の努力を要する。

七 経理出納事務は適正と認めた。

中部山林事務所 昭和三十五年九月十四日(十二日)から監査

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎
同 戸 田 俊 己

一 治山事業等執行状況

事業別	箇所	実施額	補助金交付額
崩壊地復旧	五	一四、三九五、三八四円	
海岸砂地造林	一	四、五七八、二七〇	
水源林造成	一	三一、〇〇〇	
災害荒廃地復旧	四	一〇、一四〇、六四九	
林地荒廃防止施設災害復旧	二	四八四、八〇〇	
小計	一三	二九、九一〇、一〇三	
県行造林新植	七	一、七八五、三二五	
補植	八	一八二、六一六	
下刈	三三	一、四〇三、〇七五	
改植	一	九一、八〇四	
つる切	四	五二、二三一	
除伐	二	四〇、〇六九	
小計	五五	三、七九七、五二〇	
災害林道復旧	四	一〇、六六六、五六八	六、一七四、二五一円
森林害虫駆除	五	二八七、九五〇	二八七、九五〇

中小学校造林 三 四三、八三八 二一、九一七
 建設記念造林 四 一、〇〇四、一七三 五〇二、〇八三
 公有林野造林 一八 一、四〇〇、八四九 五六〇、三三〇
 私有林野造林 二、八一七 二一、九六四、九五三 八、七八四、四七〇
 小計 二、八五一 三五、三六八、三三一 一六、三三一、〇〇一
 合計 二、九一九 六九、〇七五、九五四 一六、三三一、〇〇一

以上、本年度実施された諸事業は概ね円滑に執行されていたものと認めた。

二 森林組合の育成指導については、組合振興三ヶ年計画の推進状況を適確には、あくし、組合の経済事情の拡充と系統利用の増加に配慮し指導がなされていたことは結構である。また、組合事業の拡大策として一部造林施業の組合委託等あつ、せんに乗り出し、組合育成面には可成りの実績を挙げていたものと認められる。

なお、由良、栄組合の合併促進については一層努力を望む。

三 林業普及業務の活動については、過去の実績等を充分検討考慮し計画を樹て重点的効率的実行に留意され

また、濃密普及地区の育成及び指導助言については、本年度の実績に基づき地区の経営カードを取纏め作成中であつたが、これらによつて抽出された諸要素は今後の経営設計及び指導助言に資するよう工夫と配慮が必要である。

なお、技術的解明点等については林業専門技術員との連携、いをとつて処理されることが望まれる。

四 本年度における計画造林面積は八〇九ヘクタールに対し八三二、七八ヘクタールを実施し、九、八六八、八〇〇円の補助金を交付している。

また、造林検査が總体的に遅れており実測検査に伴

う事務的取扱いにつき考究を要するものがあつたので検討されたい。

五 経理出納事務は適正と認めた。

西部山林事務所 昭和三十五年九月八日から六日まで監査

監査委員 松 本 利 治
 同 萩 原 治 郎
 同 井 上 善 一
 同 戸 田 俊 己

事業別	箇所	実施額	補助金交付額
一 治山事業等執行状況			
崩壊地復旧	八	一六、五七七、三三一	
溪流崩壊地復旧	一	九一〇、〇〇〇	
海岸砂地造林	一	二、三五五、一五四	
水源林造成	四	一、二四一、〇〇〇	
災害荒廢地復旧	三	四、一三六、六六〇	
林地荒廢防止施設災害復旧	三	一、四八九、〇一〇	
小計	二〇	二六、七〇九、一五五	
県行造林新植	七	一、四九五、二六六	
補植	七	三〇六、七三〇	

改植	七	四五九、九六四	
除伐	四	二三七、八〇〇	
下刈	一三	一、二一四、〇九七	
パルプ造林新植	二	五三〇、四六九	
補植	二	二九、六六九	
下刈	六	三八二、三六九	
小計	四八	四、六五六、三六四	
林道開設	一	一、五五〇、〇〇〇	六二〇、〇〇〇円
災害林道復旧	一	三五六、〇〇〇	一七八、〇〇〇
林道改良	一	四〇〇、〇〇〇	
森林害虫駆除	二二	二五三、九四七	二〇二、四五九
小計	二五	二、五五九、九四七	一、〇〇〇、四五九
建設記念造林	六	五六二、三六〇	二八一、一八〇
公有林野造林	一二	二、七四一、四二七	一、〇九六、五六三
私有林野造林	三、七八七	三四、九六九、七五一	一三、九八五、九〇〇
小計	三、八〇五	三八、二七三、五三八	一五、三六三、六四三
合計	三、八九八	七二、一九九、〇〇四	一六、三六四、一〇二

以上、本年度実施された諸事業は概ね円滑に執行されていたものと認めた。

二 森林組合の育成指導については他管内に比し弱少組合が多く前年度に引き続き経営内容面の指導に重点をおき、組合振興計画の推進と併せ組合合併及び地域の拡大促進に努力されてきた。なかでも淀江、中山地区の地域拡大については、その見透しを得て近く実現の運びになるようであった。その他育成指導面については系統機関(県森連)は、このたび西部地区に支所を設置し職員を常駐せしめた関係上、従来か立ち遅れていた育成指導面に期待されるので、さらにこの面への一層の努力を望む。

三 木炭生産状況は目標量七二二、三〇〇俵に対し五三九、二五五俵である。ことに、本管内はパルプ材として原木利用増加によつてその不足を告げている実状である。

生産歩留の向上その他指導については、さらに、一層努力されたい。

四 林業普及業務の活動については冒頭にも述べたように交通に要した時間が全体の二・八%で、地域的交通不便で普及活動を著しく阻害しているため、機動力の増強をはかつて能率の向上を期せしめる必要がある。

また、これらの活動実績等の検討、指導員個々の巡視計画の再検討、さらには、下部組織の育成と活動促進等につき創意と工夫を講じ重点的効率的に活動することが必要である。

五 濃密普及地区に対する普及業務浸透状況の調査に着手され目下取纏め中であつたが、これらの測定効果及び普及指導に対する地区の意見等によつて、一応過去の指導上の結論を出しこの結果を参考として、今後の育成指導面に資する意向であつたことは適切と認められるが、さらに、これらの調査をもとに階層別の経営指導、資金、労働配分等の経営設計面についても配慮が必要である。

六 本年度における造林計画一、一一七ヘクタールの計画に対し一、二五七、八三ヘクタールを実施し一五、

三六三、六四三円の補助金を交付している。
なお、総体的に植付時期が春植となつては多量、活着状況等からみて秋植の奨励指導に努力を望む。

七 県行造林のうち新植地区は九ヶ所(一般七、パルプ二)で五五ヘクタールを実施しているが、このうち四ヶ所は造林契約の未契約のままであるので早期締結を期すべきである。

なお、地上権未設定地区に対する早期設定についても一層の努力を要する。また、総体的に植付時期が遅れたため活着状況が悪いようであつたので、地ごしらえの計画実施を図るとともに樹苗の選定等についても善処の要が認められる。

八 出納事務は適正と認められた。

農業協同組合講習所 昭和三十五年十月二十二日監査

監査委員 松本利治
同 萩原治郎

同 井上善一
一 当所職員は所長以下三人(うち一人は炊事婦)で専任講師は配置されておらず、需要費等運営費は二九三、二〇五円(決算額)で逐年減少している。

二 本年度における講習生入所状況は、年度当初二九名(定員三〇名)で中途就職等のため四名退所し、二五名が卒業している。また、三五年度入所生は当初二五名に対し監査時現在既に二二名となり、入所生の減少は当所運営上のあい路となつているので、これが確保を講ずる必要がある。

なお、就職状況は単位農協及び連合会に就職したものの二一名、自家就労二名、県外就職二名となつてい

る。
三 授業の実施状況は次表のとおりで、一応国の基準により計画実施に努めているが、経費、講師等の制約を受け、計画運営に支障を来している。

なかでも基礎科目等の時間数は国の示す時間数より著るしく不足しており、特別講義(現地実習)により

一 応総時間数を充足している現状である。
三五年度より林業科目が増設されたので、更に適確な授業計画の確立を図るとともに、専任講師の配置と部外講師の欠講防止並びに部外講師手当の増額及び、部内講師に対する報酬支給につき、考究善処の要がある。

区分	農林省基準時間数	三四年度実施時間数	三五年度計画時間数
基礎科目	三〇〇	一一一	三二八
農協科目	四二〇	三八七	三五一
実務科目	二一〇	一九五	二四〇
林業科目	一	一	七五
特別講義	三〇	一九五	一九九
その他	一	八一	七五
計	九七五	九六九	一一二八

注 三十四年度における委嘱講師の状況

部外講師	一三名	三二四時間
部内	五名	二六七

講習所職員	三名	一三二
特別講義	一	一九五
旅行見学	一	五一
計	二二名	九六九

四 以上のごとく講習生の入所及び就職状況並びに講習等運営の実態と、系統機関である県中央会が実施している短期講習等と合せ考慮すると、むしろ本機関を組織団体の自主的運営に移管するが効果的思はれるので、行財政効率的見地から今後の運営につき、根本的検討を加え、適切な措置を講ずべきである。

五 建物は平屋建木造建坪六四五坪で、一応整備されているが、宿舍は現在二室しかなく、(収容人員現在六人、冬季十五人位)狭いであるので、これが増設と、特に女子寮、食堂等施設整備に考慮の要がある。

蘭 検定所 昭和三十五年十一月五日監査

監査委員 松本利治
同 萩原治郎

同 戸 田 俊 己

一 現在定数職員は所長以下二三名で、その他臨時的任用職員等一五名を雇う、している。この人件費総額は七〇四八、八六二円でその負担区分は定数職員のうち六名分一、五〇五、〇〇〇円(全額)と、一四名分二、九五七、八六二円のうち一、四五三、八六二円は一般財源(県費)があてられ、残り四、〇九一、〇〇〇円は事業収入で賄われている。このため所は生産収入の確保に吸々とせざるを得ないのであるが、一面、生糸価格の下落と、なお本年度は産繭量減少によつて購繭量を抑制し、勢い手持繭の消費及び繰越正糸の放出によつて辛うじて目標収入を確保している。

しかしながら三十五年度への繰越正糸量は三六キログラムに過ぎず、繰越繭は三、七九三キログラムで、しかもこれでは現在の操業規模等からして新繭購入期までの研修繰糸用原料としての最少限度量であつて、ここ数年來とつてきた手持品の喰い継ぎという運営形態はこれ以上とれないと認められる。

よつて関係当局は後述するこれら本機関の経営実態を充分かん案、検討し、適切なる予算的措置、設備の整備を講じ、執行運営を図らしめるべきである。

二 繭検定及び鑑定件数は前年度より若干減少し、その他繰糸及び乾燥試験も数量にして四六八キログラム程度の減量となつている。

三 研修繰糸事業はここ数年来原料生繭三二、〇〇〇キログラム程度を確保し処理していたが、県内産繭処理の調整等もあつて、原料繭の入手を手控えざるを得なかつたのと、他面、運営面においては逐年繰糸業手の減員その他生糸市況の変動等によつて運営は苦しいのに、前記のように数名の人件費を除き他は独立採算性を強いられているので、その不足分を持ち越在庫原料生糸(製品)によつて補てんし、その収支を合せて来ているのがここ数年の現状である。

この本年度の状況は概ね次のとおりである。

1 原料繭購入量(生繭)は三一、二四〇キログラム (以下端数切捨)

で、前年度より七六、九キログラム減少しているが、消費量(乾繭)一四、〇二七キログラムで前年対比二、一二七キログラムの消費増加となつている。

2 よつて前年度から繰越された原料繭四、八三八キログラムは本年度末では三、七九三キログラムで、差引き一、〇四五キログラムが減少している。

3 他面生産正糸量では五、六二二キログラムで、前年度より七九八キログラム増産されている。

4 生糸販売数量(神戸市場取引)は、五七六、一キログラムで前年度より三〇六キログラム増加している。

5 従つて前年度末残在庫正糸量八八キログラムは、本年度末では三六キログラムで差引き五二キログラム減少している。

6 この研修繰糸における原料繭から生ずる因子の比

較対照、及び生産糸量に対する副産物を比較検討してみると、正糸量に比し副産糸の割合が高いと思われるので、更に要因を検討し繰糸技術の向上と、経営の合理化に資することが必要である。

7 本年度は従來の高級生糸生産のみではその経営が困難視され、勢い操業体系は生産費の格安な普通生糸の生産に転換し、前述のような量的生産に終始し、作業能率の向上を図るとともに収支のつちつまを合せてきている。

四 製糸業界の繰糸機は近年自動装置機に転換をみ、従つて本機関も現在の繰糸機を自動式に転換の必要性に迫られているが、転換後の研修繰糸には人員及び経費の節減等からみて一台程度の研修専用機を別に備付けることが得策と考えられるので、検討を望む。

五 収支状況

検定所費 予算額 一八、六五三、〇〇〇円

決算額 一八、二〇一、二四六円
残額 △ 四五一、七五四円

財源内訳

使用料及手数料	一、六三四、〇〇〇
生産物売払代	(一七、〇一八、〇〇〇)
その他	(一、九八六、〇〇〇)
小計	一八、六五三、〇〇〇
県費	(一、九八六、〇〇〇)

であつて、このうち生産物売払代(一)の一、九八六、〇〇〇円は定数職員二四名分の人件費提供額である。

六 経理出納その他事務処理につき次の点注意されたい。

1 副蚕糸類の売却処分は市況並びに情報を基準として処分を決定しているが、評価決定を行ない記録に残すことが妥当である。

婦人寮	昭和三十五年九月十二日監査
監査委員	松本利治
同 萩原治郎	

一、〇九四、三一一	△ 五三九、六八九
(一七、〇一八、〇〇〇)	九〇、一八六
(一、九八六、〇〇〇)	(一、九八六、〇〇〇)
二、二八七	一、二八七
一八、二〇四、九八四	△ 四四八、二一六
(一、九八六、〇〇〇)	
△ 三、五三八	△ 三、五三八

一 当寮職員配置の状況は、寮長及び出納員、相談員とも婦人相談所職員の兼務で、監査時現在専任職員は配置していない。

また、寮母一名を昭和三十五年度予算に計上されていたが、監査時現在任用されていないので早期任用すべきである。

二 本年度における入寮者数は二七名でその措置状況は次のとおりである。

帰郷	八名
就職	三名
結婚	二名

無断退寮	二名
住宅入居	二名
収容中	一〇名
計	二七名

収容者に対する措置は、生活保護法による扶助費一人一ヶ月二、二九五円(冬期五円加算)をもつて賄い、生活指導、職業訓練及び教養等保護更生に努めている。

とくに、職業訓練推進上内職指導に要する教材費の予算的措置、医療扶助費の増額、また就職における保証人等の点に、い路が見られるので、これらにつき関係当局は検討考慮の要がある。

三 経理出納その他事務処理については概ね良好と認められた。

婦人相談所	昭和三十五年九月十二日監査
監査委員	松本利治
同 萩原治郎	

一 当所の職員は所長以下八名(うち心理判定員一名兼務)のほか、婦人相談員(非常勤)一名で保護更生業務に当たっている。相談並びに調査業務に従事している職員のうち社会福祉主事の資格を具備しているものは一名であるので、業務の特殊性からして職員の適正配置につき人事当局の善処を望む。

二 本年度における相談業務の実施状況は、

相談内容の類別	件数
児童措置	四
婦郷	九
生活保護	三
前借、荷物問題	三
住宅問題	三
医療保護	一六
保護及び指導	一〇五
就職問題	四三
更生資金	二四

で、厚生省基準に対し一二二時間、計画に対し一二六時間それぞれ不足している。
機能回復訓練中の理学療法は軽度のため五〇%程度

訓練計画並びに実績表

区分	準備訓練 時間	職能訓練		計	機能回復訓練		合計			
		基本	応当		一般教養	体操 レクレーション 理学療法				
厚生省基準	一〇八	一	二四二	一、三五〇	一八〇	一九〇	一	一〇四	二九四	一、八二四
計画	四五	九八八	三四三	一、三七六	一四四	一六〇	四八	一一〇	三一八	一、八三八
実績	三七	八二四	四七一	一、三三三	二二六	一五六	四八	五〇	二五四	一、七二二
ラジオ科	三七	七三九	五五六	一、三三三						
孔版科	三七	一、〇六九	二二六	一、三三三						
洋裁科	三七	一、〇六九	二二六	一、三三三						
編物科	三七	一、〇六九	二二六	一、三三三						

三 義肢工場における義肢装具の完成状況は年間を通して常に受注に対し相当の遅れがあることが見受けられるので、その原因を検討除去し甚しい遅延がないよう措置せられたい。

四 経理出納その他事務処理については概ね適切と認めしたが、とくに次の点留意されたい。
1 原材料の棚卸確認を励行すること。

身体障害者更生相談所

昭和三十五年九月十六日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

同 井上善一

一 当所は、身体障害者更生指導所に併設され、所長以下五名の兼務職員のほか嘱託医師四名により科学的判定その他必要な措置及び指導助言等の業務運営に当たっている。医学的判定業務を担当している嘱託医師は各自病院本来業務の關係上判定業務の積極的推進に支障

が認められるので、これが専任医師(整形)設置につき考究の要がある。

二 巡回相談の実施状況は計画一八回に対してその実績は一四回で若干下廻っているが、相談件数並びに判定件数は次表のとおりで、前年度に比較し相談一三八件、判定二四四件それぞれ増加している。

なお、昭和三十五年度九〇万円をもつて巡回相談自動車を整備したが、これが運転手は未配置であるので充足の要がある。

巡回相談件数表

医療相談	補装具相談		職業相談		生活相談	その他	合計	
	更生医療	一般医療	更生資金	その他				
四二六	一八	九九	九九	一	五	六	八九	七七三

巡回相談判定件数表

障 害 名	心	職	能	医	療	補	装	具	そ の 他	合	計
視 覚	三	三	三	一六六	八	四六	二二六				
聴 覚	四九	四九	四九	一一七	六八	六三	三四六				
音 言 語 機 能	一	一	一	四	一	一	四				
肢 体 不 自 由	二〇	二〇	二〇	二二六	二二	六一	三四〇				
計	七二	七二	七二	五〇三	九九	一七〇	九一六				

三 判定器具は漸次充足しているが、なお、必要と認められるTATテスト等充実されたい。

県 印 刷 所 昭和三十五年九月二十六日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

一 印刷事業の収支状況を単年度で見ると、事業収入七、〇七二、一三一円（印刷収入七、〇三三、八四一円、雑収入三八、二九〇円）に対し、人件費及び原材料等需用費の支出額は、六、八八一、六九四円で差引き一九〇、四三七円事業剰余となるが、原材料棚卸額

等を考慮すれば、実質的には六六、六四四円の赤字となる。
なお、収支決算上では前年度繰越金八九二、八八一円があるので、一、〇八三、三一八円の剰余金を生じている。

二 当所の職員数は技工十一名に事務職員二名計十三名でこれに要する人件費は三、五七七、〇二〇円で、前年度に比較し三五四、八三八円増加し、総事業に対する構成率は五二%で四%の伸びを示し、しかも逐年相対額の増減が見込まれこの現状を推移すれば独立採算制は困難となるので、経営体制に根本的検討を加え

月	八	七	六	五	四
一月	一	十二	十一	十	九
二月	七、〇三三、八四一	五、四四〇、九六五	五、四四二、五三四	五、一四一、八八八	四、四四〇、八九四
三月	七、〇三三、八四一	七、〇三三、八四一	七、〇三三、八四一	七、〇三三、八四一	七、〇三三、八四一
計	七、〇三三、八四一	七、〇三三、八四一	七、〇三三、八四一	七、〇三三、八四一	七、〇三三、八四一

るとともに企業会計的に財務諸表を作成し資産の状況及び経営実態を常時は、あくし経営の合理化を図るべき

三 各月別の事業収入状況は、

で、年間を通じて見ると月により相当の繁閑の差がある。これは県の発注関係もあるので、これが調整に一

層工夫し運用の合理化を期すべきである。なお、各局別受注状況は次表のとおりである。

各 部 局 別 受 注 状 況

部 局	件数	一	件数	用	品	件数	公	報	件数	計
総 務	四〇	一、五六三、四七〇	一〇〇	三、七二六	一六	四九八、七五	六九	一、六三三、八四		
経 済	四三	一、〇九七、七〇	五〇	三、三〇七	一九	一四、四六六	五三	三、二五八、九四		
労 働	一三	二、五九、四三	五	一、八〇、三三	一〇	五、四九	三三	三、二五		
生 産	二五	三、六、七三	三	三、二、五	七	三、二四	一四	三、三九、九八		
衛 生	二五	三、六、七三	三	三、二、五	七	三、二四	一四	三、三九、九八		
土 木	二四	四、九、七三	四	七、九、四元	四	三、四二	二五	五、八、三四		

警 察 委 員 会	二六二	八六三、七六六	三	二〇、五五〇	二	一、九三三	六五	九五、三〇一
教 委 員 会	二五	一九、六三三	六〇	九四、七六〇	二	三、七六六	一七	三九、〇七〇
人 委 員 会	三三	三六、三六四	五	四、五六五	二	三、四七	三〇	三、〇九六
監 委 員 会	七	二、八二六	三	八四〇	七	七、四四五	一七	一一、三三
地 委 員 会	五	三、三三〇	六	三、六〇〇	一	一	一一	五、八四〇
県 委 員 会	三	三、一五五	二	三、〇〇〇	一	一	三	四、一五五
計	一、八三三	五、二六、八三三	四〇三	九五四、二七一	二四三	五、六、九六六	二、四七四	六、七、七、〇四三

一 一般、用品、公報 六、七七四、〇四九
 二 告知書 二五九、七九二
 三 七、〇三三、八四一

買 物	一	用 品	告 知 書	計
二七八件 九九三、四三三	四、八二六、三四五	九五四、二七一	二五一、七九二	七、〇三三、八四一

頁 物 九九三、四三三

その他 (端物、用品、告知書) 六、〇四〇、四〇八

四 業務運営上次の点留意されたい。

1 一般会計に一〇万円繰出しているが、設備資金あるいは人件費増こ、に伴う準備金等に当保すること。

2 原価計算はつとめて反ぶく、実施すること。

3 受注期日は明確に記帳整備すること。

大 阪 通 勤 寮 昭和三十五年十月十日監査

監査委員 松 本 利 治
 同 荻 原 治 郎
 同 井 上 善 一
 同 戸 田 俊 己

一 本施設は阪神地区に就職した本県高校卒業者を収容し、雇用関係を有利にするため設置されたものであるが、入寮希望者の増大と建物の老朽化により昭和三十五年度住宅金融公庫勤労青年共同宿舍貸付金をもつて、現在地に一五〇人収容の鉄筋五階建の恒久施設を新築することに決定し、監査時現在旧建物を取り除き基礎工事中であつたが、新卒業期を迎えこれが計画的完工に努力されたい。

二 寮長及び出納員は大阪事務所長並びに同所出納員が寮運営は同所事務員が担当するほか寮母(臨職)三名配置していたが、前記寮建設のため事務員は商工課、寮母は大阪事務所へ配置替し、また入寮者は他県の寮に分散収容依頼する等適切なる措置を講じていた。現

行組織機構は設立当初から運営の実態に即し難い面があつたので、新築と同時にこれが是正合理化につき善処すべきである。

三 当寮運営費は県費充当額九八、四一五円の他は使用料並びに食費による独立採算制でこのうちには賃金職員(寮母)人件費三〇〇、七五〇円も含まれておりために寮運営に支障を来たしている面があるので、検討の要がある。

四 本施設の使用料一人一ヶ月一、〇〇〇円、給食費三、二〇〇円(一日三食)は納入告知書により徴収しているが、実際の取扱いは事務員または寮母が現金を預りこれを一括納入しているので、実態に即した処理方法に改善すべきである。

五 経理出納その他事務処理につき次の点留意されたい。

1 欠食伝票、食事計算簿は創意工夫し改善すること。
 2 常時未収状況をは、あくし、その整理につとめること。

東京事務所 昭和三十五年十月六日 監査

監査委員 荻原治郎

一 昭和三十五年四月行政連絡部を都道府県会館に移転し、物産あつせん部は従来どおり鉄道会館内に置き職員は所長ほか一四名である。

中央諸機関との連絡調整並びに本庁各部署との相互連絡等諸般の行政連絡は概ね円滑に執行しているものと認められるが、他面物産あつせん業務は行政連絡員の兼務で十分な活動は期待し難いので、専任職員の配置と事務員制度の採用によつて組織機構を強化する必要がある。

二 事務所の移転によつて物産あつせん部の部屋は相当余裕ができたが、物産展示室は旧態依然で粗末である。時代のすう勢に適應した展示室の改装と観光宣伝案内所、あるいは商談室等を設置し施設の効率的活用を図るべきである。

三 物産あつせん及び出荷の状況は次表のとおりで、二

十世紀梨等を除き前年に比較し低下している。これは本県物産が乏しいのと遠距離等立地条件によるものと思われるが、前述のとおり物産あつせん部担当職員の充実と活動の積極化及び産地指導の徹底による京浜市場開拓が強く望まれる。

県産物の関東地方出荷高 (昭和三十四年)

区分	数量	金額
農産物	三、〇六〇、八五七	一五六、八二五
二十世紀その他梨	二、八二八、九六一	一五二、六六八
きやべつ、ねぎ	二三一、八九六	四、一五六
水産物	四、三五八、八四一	一六七、七五三
鮮魚	四、二二八、七九六	一五八、五七〇
貝類	三五	一一
冷凍魚	二一、一五二	一、四一一
淡水魚	一、六〇九	九八三
塩干加工品	一〇七、二四九	六、七七五
畜産物	四、八四七	九八、四八〇

1 農産物 (二十世紀梨)

林産物	鶏卵	豚	肉	牛
木材	四、八二五	二二	一、九八〇	九六、五〇〇
木炭	四〇六、二三〇	一、四一七	四〇六、二三〇	一、九八〇
木材素	一五、九〇三	四四、四六七	一五、九〇三	一五、九〇三
製材	三三四、八六〇	一一、四五六	三三四、八六〇	三三四、八六〇
商工物	八〇、二〇〇	一一、四五六	八〇、二〇〇	八〇、二〇〇
国内資材	五五	一一、二二三	五五	五五
貿易	二三	一〇、二三三	二三	二三
合計	八四〇、七五一	八四〇、七五一	八四〇、七五一	八四〇、七五一

2 林産物 (木炭)

区分	数量	金額	備考
三二	一〇八、一九一	九三、〇八四	箱
三三	一九三、一一二	一五二、七五二	
三四	二一九、四三二	一七七、七四〇	
三五	二二〇、〇五七	一七九、〇〇〇	
備考	三五年は九月二〇日現在		

市場名	年度	京浜市場入荷総量	本 県	全 国	比
東 京	三三三	一一五、六二〇、一一四	一、二二、〇〇九	八四、〇〇九	〇〇・八%
神 奈 川	三三三	三三、〇八八、〇〇〇	二九六、七三三	一九八、七三三	〇八・六%
合 計	三三三	一五九、九八五、三〇四	四一七、七三二	二八二、八三二	〇二・六%

3 商 工 物 産

年 次	国 内	貿 易	物 産 展 即 売	出 品 協 会 扱	合 計	備 考
三三	六九四千円	六六八千円	六二九千円	四五〇千円	二、四四一	
三三	二、五五五	二七、七二八	八〇〇	一、一八四	三三、二六七	
三四	一、二三三	一〇、二三二	六三〇	六〇〇	一二、六九五	
三五	四七六	三、七二五	四二	三二二	四、五五五	六ヶ月分

四 三河台寮舎運営管理状況は、おおむね順調である。

昭和三十四年度宿泊人員は延四、三四三人で一日平均一二人弱となっている。また、宿泊申込人員六、二九三人に対する宿泊率は六九・〇％で宿泊計画にそご、

を来している事が認められるので、宿泊券発行時予約申込金を徴する等効率率的運用につき主管当局は考究の要がある。
五 都道府県会館移転に伴う内容設備の充実にについては

逐次考慮されているが、とくに調度品の不足をつげているので早期配慮とまた運営費とくに通信運搬費等の増額措置についても考慮の要がある。
六 経理出納その他事務処理はおおむね適切と認めしたが、宿泊料の受領は正規の現金領収証によること。

大 阪 事 務 所 昭和三十五年十月十一日監査

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎
同 井 上 善 一
同 戸 田 俊 己

昭和三十四年度にかかる大阪事務所の監査は、前年度に引続き組織並びに執行運営につき実施した。その結果、本機関は総合経済県出先機関として、京阪神地区の経済と県内産業との直結、県産業の振興及び経済交流の促進等に努力しているが、なお、事務所機構の整備と運営の合理化を図って積極的活動をするとともに、県内におい

ても強力な産業政策を打出すのでなければ、本県経済のもつ後進性の打開と関西経済圏内の一員としての地歩の確保は困難と認められるので、これら点慎重検討し適切な措置を講ぜられんことを要望する。

なお、細部事項については概ね次のとおりである。
一 職員組織と内部機構について

1 職員は前回と同様所長以下一八名(内一名休職)で、内部組織は観光、商工、職業農産物あつせん、林産、畜産の六部門と庶務係のほか、附設機関として神戸に貿易事務所が設けられている。

次長はそれぞれ神戸貿易事務所長、農産物あつせん、部長の事務取扱いと現地に勤務している。また、商務員は観光部を除く各部門に一名宛配しているが、なかでも商工、畜産及び職業の部門に対する人的強化については前回も指摘しているように、

現地の活動状況から重ねて検討考慮が必要である。
2 貿易事務所は単独事務所を設け、主として県内物産の海外向け輸出品の展示引合いを行ない所員は前記

次長のほか一名の女子職員で運営しているが、当所は本機関の内部組織にするか、または商工部門に吸収して機能強化と運営の合理化に配慮すべきである。

3 大阪通勤寮は目下建物改築中であるが、本施設は大阪事務所の職業部門との有機性が強いので、同所の附設機関として職業部門との緊密化を図り、なお、寮生に対する生活指導を強化するよう運営せらるべきである。

4 後述するように物産を始め観光、就職等系統的業

務は活発化してきているが、なかでも農産物あつせん業務は商取引の未端あつせんに終始する弊もなしとしないので、これらの取引業務は逐次経済団体に移行するよう団体の駐在制を指導することがとくに必要である。

なお、本庁と事務所との人事交流を図つて職員の養成と充実を考慮すべきである。

二 物産あつせんの状況

農産物	三三	三四	増減
畜産物	八一六、八二五	一、〇一九、二四五	二〇二、四二〇
商工物資	七三五、三六三	一、〇七九、四〇九	三四四、〇四六
林産物	六六、〇二四	八六、五二四	二〇、五〇〇
貿易品	一一、六七七	四二二、九三八	四一〇、二六一
計	二五、三二五	二七、七七二	二、四四七
	一、六五六、二一四	二、六三五、八八八	九七九、六七四

(単位 千円)

観光客誘致(大阪扱) 五六七人

〃 (神戸扱) 九一人

就職人員 三、四六三人

以上であつて、総体的には前年度より十億円近く伸びている。

二、六八二人 二、一一五人

九九人 八人

二、八〇三人 △ 一、三三三人

3 林産物のうち木炭は従来の三万俵程度のもので一躍一九万俵を突破しているが、産地の生産で、減によつてその需要に満たない現状である。

また、木材は著しく伸びをみせている。これは、近年全国的市場価格が安定し従来京浜市場に出荷されていたものが、逐次関西市場にその比重が移行してきたことに要因しているようで、林業県としての本県木材の京阪進出は有望である。

1 農産物のうち二十世紀梨は大阪市場の入荷量の七三・五%を占め金額において一億八千七百余万元増加し、柿は前年度より量的に増加し、その他里芋、白葱等蔬菜類は概ね前年どおりの出荷量を確保している。

農産物の出荷組織販売機構の確立並びに産地生産に至る一貫した指導はさらに強化の要がある。

2 畜産物は量、金額とも伸びなかくも量的には食鶏、肉牛、豚の出荷増によつて一億四千八百万円、その他鶏卵、乳製品等で一億九千八百万円の増加となっている。

畜産物の流通とくに消費市場における肉畜の消費量は急増の傾向にあるが、これに対応した出荷販売

4 商工物資のうち家具類が異常な伸びを示していることは、毎年関西地区で開催している「物産と観光展」に家具類の見本市的出品展示し、新しい取引ルートの開拓によつたことが大きく評価されているが、資金融通その他施策による組織強化と量産体制確立について県の適切なる措置が必要である。

- 5 貿易品の引合件数は二四八件で、このうち成立したものは一〇四件で半数以上が不成立に終わっている。内容的には種々あるが生産価格の割高、冷細企業のため量産体制が整っていない等が大きな要因となつているので、これら要因の解消に努めるべきである。
- 6 阪神中小企業の現況と方向から、これらを県内へ誘致または系列化について速かに対策を講ずべきである。
- 7 観光あつせん業務は関係機関の協力により逐年上昇している。とくに近時県内業者(主として温泉旅館)より職員を常駐せしめ直接あつせんを実施し相当の成果を挙げていたことは結構である。さらにこれら業者による観光宣伝の徹底につき積極的指導を望む。
- 8 就職あつせんについては最近における経済の好影響もあつて完全就職していることは結構であるが、就職後の離職者が相当数(主として中小企業で三〇%~四〇%)出ている実態にかんがみ定着補導に配慮の要がある。職業部の人的強化については前述のとおりであるが、とくに労働事務官の常駐が強く望まれる。

- 三 その他
 - 1 出納事務は適正に施行していたものと認めしたが、運営費とくに職員旅費、通信費は他県事務所のそれに比し割合が失する憾があるので実態に即した最少の必要経費は予算的に考慮が必要である。
 - 2 事務所蛍光灯入看板の設置、その他内部改装等は他県の在阪事務所に比し見劣があるので考慮されたい。
 - 3 現在の松島倉庫は商品倉庫と一部は事務所の物品倉庫に使用されているが、倉庫並びに敷地の高率的活用についてはさらに検討されたい。
 - 4 事務所内宿舍貸付料徴収について検討の余地がある。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 印刷所
[定価 一部月極 二〇円(配送料共)]